



発行  
東京都

目次

規則

公告

規則

- 東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
- ……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和三年四月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五十一号

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則（平成二十二年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「**㉑**」を削る。

別記第五号様式中「

」に改める。

別記第六号様式中「

㉒」を「**㉒**（通知）」

」に改める。

別記第七号様式中「**㉒**」を「**㉒**（**㉒**）」に改める。  
別記第八号様式中「**㉒**」を「**㉒**（**㉒**）」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則別記第三号様式及び第五号様式から第八号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年四月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年四月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 店舗名 ウイズ原宿
- 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十四番三十号
- 設置者名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
- 設置者住所 千代田区外神田四丁目十四番一号
- 変更前の店舗名 (仮称) N T T 都市開発原宿駅前計画
- 変更後の店舗名 ウイズ原宿
- 変更前の店舗所在 渋谷区神宮前一丁目十四番五十九ほか

<p>八 地 変更後の店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十四番三十号</p>	<p>九 地 変更前の設置者の代表者名 中川 裕</p>	<p>十 変更後の設置者の代表者名 辻上 広志</p>	<p>十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定</p>	<p>十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ユニクロほか七名</p>	<p>十三 変更日 令和二年六月十八日ほか</p>	<p>十四 届出日 令和三年三月十六日</p>	<p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十六 縦覧期間 令和三年四月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 キュープラザ新宿三丁目</p>	<p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目五番六号</p>	<p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p>	<p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p>	<p>五 変更前の店舗名 第2武蔵野ビル</p>	<p>六 変更後の店舗名 キュープラザ新宿三丁目</p>	
<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社スギ薬局</p>	<p>九 変更日 令和三年一月二十八日ほか</p>	<p>十 届出日 令和三年三月二十二日</p>	<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十二 縦覧期間 令和三年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 渋谷東映プラザビル</p>	<p>二 店舗所在地 渋谷区渋谷一丁目二十四番十二号</p>	<p>三 設置者名 東映株式会社</p>	<p>四 設置者住所 中央区銀座三丁目二番十七号</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 岡田 剛</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 手塚 治</p>	<p>七 変更日 令和二年六月二十六日</p>	<p>八 届出日 令和三年三月二十六日</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 縦覧期間 令和三年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都</p>
<p>十一 縦覧時間 条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 三越新宿アルタ館</p>	<p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十四番三号</p>	<p>三 設置者名 ダイビル株式会社</p>	<p>四 設置者住所 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番三十二号</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹</p>	<p>七 変更日 令和三年四月一日</p>	<p>八 届出日 令和三年四月一日</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 縦覧期間 令和三年四月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八</p>	<p>条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり</p>			

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年四月十三日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 銀座ナイン

二 店舗所在地 中央区銀座八丁目五番地先ほか

三 設置者名 東京高速道路株式会社

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年三月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年四月十三日から同年五月十三日  
まで。ただし、東京都の休日に関する条  
例（平成元年東京都条例第十号）に定め  
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

